

資源ごみ置き場で回収している古紙類について

古紙ってなに？



【古紙とは】

紙製のごみのうち、再生利用できるものを古紙といいます。
資源ごみ置き場で回収している古紙類の内訳は以下の通りです。

- 新聞・・・新聞・折り込みチラシ
- 雑誌・・・古雑誌・パンフレット・ノート・書籍・教科書など
- 雑がみ・・・紙袋・ハガキ・封筒・ラップなどの芯段ボール以外の厚紙など
- 段ボール・・・内側が波形になっているもの



汚れた紙、再生利用できない紙は古紙ではなく可燃ごみです。
下の緑色の枠内のものは全て再生利用できない紙になります。

【回収の対象にならないもの】

ティッシュ・トイレtpーパー・紙おむつなど汚れた紙類全て
匂いのついた紙（洗剤の箱など）、写真、感熱紙（レシート・FAX用紙）、
点字用の紙、シールの台紙、カーボン紙（宅配便の伝票など）、和紙、不織布、
圧着ハガキ、硫酸紙（クッキングペーパー等）、紙コップ、紙皿、
ヨーグルトやアイスなどの紙カップやふた、金・銀等で箔押ししてあるもの
ビニール加工紙（引っ張っても破れない紙） 中まで着色されている紙 など



これらは津山市指定の緑色の可燃ごみの袋に入れて出して下さい



こんなにたくさんあるの？
燃えるごみに出すのはもったいない。
どうしてリサイクルできないの？

食品や汚物で汚れたものは、そもそも衛生上問題があり、腐敗や異臭の原因になります。
ペンキや油・金属などが付着したものは、機械の故障の原因になります。また、紙繊維以外のものは再生紙の材料になりません。



やってみよう！～分別クイズ～

① 折り込みチラシ



② クッション材(無着色のもの)



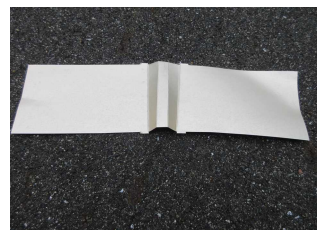
③ 厚紙



④ 不織布マスク





⑤ 金・銀等でコーティングされているもの



正解は次のページへ

やってみよう！～分別クイズ～回答と解説

- ① 古新聞 折り込みチラシも古新聞として一緒に出して下さい。
再生された後は新聞紙や週刊誌、印刷用の紙として使われます。
- ② 雑がみ クッション材は段ボールではなく「雑がみ」です。
※破ってみて、中まで着色されていれば「可燃ごみ」になります。
- ③ 雑がみ 厚紙は中が波形になっていなければ段ボールではなく「雑がみ」です。
- 
- 断面がこのようになっていれば
段ボールのような色のものでも
「雑がみ」です
- 
- 断面が波形になっているものが
「段ボール」です。
- ④ 可燃ごみ 不織布は樹脂繊維でできています。「紙」ではありません。
再生紙の原料にはなりません。
- ⑤ 可燃ごみ 金・銀等でコーティングされているものは可燃ごみです。
古紙の処理工程で金属を分離できないため製紙工場の機械の故障の原因になります。

古紙類の適正な分別回収にご協力下さい

分別について、わからないことがあればお気軽に加茂支所
TEL0868 - 32 - 7032 にお尋ね下さい。

